

第1回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成25年4月18日(木) 午後2時00分～午後4時25分
- 会 場 村上市勤労者総合福祉センター 第一会議室
- 出席者 行政改革推進委員会委員 9名(欠席1名)
総務課長、総務課参事、人事管理室員3名

(午後2:00 開会)

- 1 開 会
- 2 会長挨拶

会長

ただいまから第1回行政改革推進委員会を開催させていただきます。

今年度に入りまして初めての委員会になります。改めてよろしくお願いいたします。

事前に配布された資料にもありますとおり事務局が財政課から総務課へ替わりましたので、事務局から自己紹介をそれぞれお願いいたします。

<事務局自己紹介>

- 3 報告
- (1) 今年度の組織・職員体制及び当初予算概要について

「今年度の組織・職員体制及び当初予算概要について」事務局から報告。

<質疑応答>

- ・ 平成25年度組織体制変更点について

委員

「教育委員会朝日教育事務所」が新設されたとあるが、この位置付けはどういうものなのでしょうか。

また、教育長が4月2日に任命されたが、教育長はどこで執務しているのでしょうか。

事務局

一点目については、今まで朝日庁舎にあった朝日地区の生涯学習部門と市全体の生涯学習部門を担当していた教育委員会の生涯学習課が生涯学習推進センターへ移転したことに伴い、朝日地区の生涯学習部門を担当する部署が必要になり新設しました。

事務所は、総合文化会館内にあります。

二点目ですが、朝日庁舎に学校教育課がありますので、そこで執務をしています。

- ・ 「平成25年度当初予算（案）概要」について

委員

松くい虫防除の実施に10,505千円計上されているが、神林地区の松を見ると民家・道路の隣接しているところは防除散布していないようで年々枯れていっています。どうして防除散布しないのでしょうか。

総務課参事

防除散布の仕方はヘリによる散布と地上からのスプレー散布の2種類の方法がありますが、防除法等上、民家から一定距離以内は散布してはいけないとの規定がそれぞれの散布方法であり、それに伴って、防除できない箇所がある状況となっております。

委員

やはり松を枯れさせるのは市の景観的に良くないので、防除方法を工夫していただきたいと思います。

事務局

貴重なご意見ありがとうございました。担当課へ意見を伝えさせていただきます。

委員

「協働のまちづくり推進事業経費」がありますが、今後も市税の1%の枠で継続される見通しはあるのでしょうか。

総務課長

この時点で来年、再来年の金額等はお示しできませんが、各地区で協議会等の組織を立ち上げていただき、行政と一緒に活動していただいておりますが、特に市税の1%にこだわらずその活動の状況等を見ながらの話となると思います。

ただ、市長としても力を入れている事業でありますので継続していきたいと考えております。

委員

昨年からは動し、ようやく活動の本格化・成果が出てきたところでありますので事業を継続していただきたいと思います。

委員

防災対策、特に津波対策について、海の近くに住む住民にとって津波対策は非常に切実な問題となっております。

市としての対策で「海拔何メートル」等の標識はあるが、その他対策が見えていません。

総務課長

津波対策については一昨年からは予算を計上して行っていました。県で作成している津波のデータが昨年秋に示されるとのことで事前に町内・集落を廻り、避難経路等を協議し、県の作成したデータを基に避難路・対策等を市民にお示しできる準備が整っていたところであります。

しかし、県で提示したデータに間違いがあり市民にはお示しできませんでした。

県ではデータの修正をして今年6月あたりまでには再提示できるとのことでしたので、それを待って

いる状況です。

そのデータを基に、再度避難路の設定・整備や避難タワーの整備を協議して、補正を視野に取り組んでいく所存です。

委員

生涯学習推進センターが建設されたが、生涯学習推進センターで行われる事業が全くインターネットに掲載されていません。

他の市町村に比べ、周知が非常に遅れていると思います。

事務局

生涯学習推進センターは市が主体的に事業をするための場所ではなく、主として市内等の社会教育団体・文化団体等が行っている事業に対して場所を提供する施設となっております。

市が主催する事業に関しては、その都度市報・ホームページにて事業として周知させていただいておりますが、一単位ごとの事業周知であり、イベントカレンダー等の年間計画としては整備されておられません。

ただ、生涯学習推進センターでの市主催の事業は少ないと考えます。

委員

開かれた市として市外の人を呼び込むことも必要と考えますので、インターネット等を活用して周知に努めていただきたいと思います。

事務局

担当に意見を伝えさせていただきます。

委員

特に高齢者に関してですが、医療費の抑制をするには体育館等を活用した運動・寄り合い等の事業をもっと充実し、魅力あるものにしていただきたいと思います。

冬季になると高齢者は引きこもりがちになるので、その高齢者を引っ張り出せるような事業をすれば高齢者も情報入手の場所にもなり、運動することにより元気になり医療費抑制につながると思います。

委員

現在神納体育館の取り壊しがうわさされており、実際雨漏りしているが避難所としても活用できるので、屋根を大規模改修して活用していただきたいと思います。

総務課長

先の体育館活用と神納体育館については担当課にお伝えさせていただきます。

4 議 事

(1) 村上市行政改革大綱後期実施計画（原案）に対する意見について【資料No.1】

会長

それでは、議事に入ります。

事務局から説明を受けたのち質疑及び協議します。

事務局から説明をお願いします。

「村上市行政改革大綱後期実施計画（原案）に対する意見について【資料No.1】」

「村上市行政改革大綱後期実施計画の文言等の修正について【追加資料No.1】」

「村上市行政改革後期実施計画案に対する委員質問に対する回答【追加資料No.2】」について事務局が説明。

補足： 先の平成24年度第7回委員会においても示したとおり、本日主な意見を協議していただき、次回5月上旬にそれを基に答申案を協議して、5月中旬に答申していただくことを考えております。

本日を含めて3回で答申するよう考えております。

会長

説明ありがとうございました。

【資料No.1-1】にありましたとおり、この方法で協議を進めていくことでよろしいでしょうか。

個別の意見については、前回答申した「行政改革大綱前期計画の平成23年度取り組みに対する意見について」と同様に、意見のあったものについて相反する意見でも全て答申するのか、または、意見を統一するよう協議して、委員会として統一した個別意見として載せるのかも協議する必要があります。

会長

事務局で提示のあった方法で行うこととし、大項目ごとに協議をして、最後に全体を通しての意見を協議したいと思います。

個別意見にありました文言等に対する意見については、事務局が「村上市行政改革大綱後期実施計画の文言等の修正について【追加資料No.1】」で示したとおり、成案時に修正するとのことですので意見としては協議しません。

また、質問についても「村上市行政改革後期実施計画案に対する委員質問に対する回答【追加資料No.2】」で示しましたので意見としては除かせていただきます。

それでは、大項目「組織・職員改革」について組織機構から人事考課まで意見がありますが、その全部をとおして協議します。

会長

まず、平成23年度の取り組みに対する意見でも出させていただいたが、市の組織が室制になって市民として分かりにくくなっていると思います。

係制の場合は、係名を見ればその係がどういう仕事をしているのか大体分かるが、室制の場合は、その室がどういう仕事をしているのか市民から見て分かりにくくなっています。

また、室の中に係のない係長が存在しており、待遇面だけの扱いとなっています。

合併から5年が経過するので、室制について仕事のしやすさ・市民への分かりやすさ・役職の見直し等を含めた内部検証をする時期ではないでしょうか。

事務局

平成23年度の組織再編時に業務の横断的な対応ができるよう室制を導入しています。

内部的な検証はまだ進んでいませんが、平成29年4月1日にまた再編を計画していますので、それに合わせた検証を考えていきたいと思っています。

委員

室制が分かりにくいとのことだが、職員定員適正化を推進し、職員が減数していくなかで、係制ではその仕事メインになり、それ以外の仕事に対して身動きができなくなってしまう場合があります。

職員の減少に対応した係を超えた横断的な対応ができるような体制が必要になり、室制ができたと考えられる。限られた人数で業務を行っていくための対応と考えます。

室制の業務内容については、年数が経過すれば市民も慣れてくると思われるので、室制についての市の考え・方針も理解した方がいいように思われます。

会長

室制の導入の趣旨は、今委員が言われたとおりに思います。ただ、市民にとっての分かりやすさ、内部で仕事をする上でのやりやすさをもう一度振り返ってもらいたいと思い提案しました。

ただ、係もないのに係長がいるというのは一般の企業から考えればおかしいと思われます。

そういう意味の面からも提案させていただきました。

総務課長

室制については先ほど委員の言われたとおり、職員が減少していくなかで住民サービス維持をするためには、横断的な取り組み・考え方でいかなければいけないという考えに基づき推進しています。

ただ、先ほど別な委員がいわれましたとおり市民の方が来庁され、どこで何をしているのか分かることが一番大切なことですので、室ごとの業務内容の周知を徹底していきたいと思います。

また、各係が統合して室になった経緯で係のない係長が存在しており、本来から考えれば変則的なものとなっていますので、次の組織再編時、特に支所2課体制に併せて各課で行っていた内部での検証を再度全体的に行うことを検討していきます。

会長

内部検証には職員の職責及び待遇等を含めたものでなければならないと考えます。

そういうもの等を含めた総合的な内部検証としてもらいたいと思います。

総務課長

職責の見直し等は、その該当職員の職務に対するモチベーションにも影響しますので、総合的に考えた内部検証を検討いたします。

会長

保育士の臨時職員数の多さについても個別意見として多く出ています。

あらかわ保育園に対して指定管理者制度を導入することが決まっているようですが、先般の議会だよりの一般質問答弁で、保育園はすべて指定管理者制度を導入する方針でいるような記載がありました。

計画としての方向はどうなっているのでしょうか。

事務局

現在、市としてはすべての保育園を指定管理者制度の導入をするとした計画があるわけではありません。

昨年度、保護者及び民間の方々を含めた保育園整備検討委員会を立ち上げて答申をいただき、それを受けた市として整備計画を策定中です。

その整備計画では、今後の運営の手法として指定管理者制度の導入の方針及び方向性については前か

ら変わっていませんが、それがすべての保育園で行うことまで計画したものではありません。

あらかわ保育園に対しては、前からの方針により指定管理者制度の導入を行っていきます。

村上地区の老朽化している保育園については統廃合を予定していますが、それらについては民営化の手法を検討していただきたいと保育園整備検討委員会から答申をいただいておりますので、その答申を踏まえた、指定管理者制度を含めた民営化の手法を検討しています。

統合の進んでいない朝日地区の保育園等についても統合を進めていかなければならないと考えますが、そのすべてを指定管理者制度にするような計画としたものではありません。

会長

すべてを指定管理者制度にすると、その法人が破たんした場合に子供たちの保育に影響が出ることを非常に心配したので伺ったものです。

委員

初歩的な質問をしますが、指定管理者制度を導入した保育園の保育士の採用及び身分はどうなるのでしょうか。

総務課長

指定管理者制度とは、施設の運営を民間にお願いするものですので、指定管理者が保育士を新たに採用し運営するものです。

現在その施設に勤務している正規職員については、指定管理者制度導入後は別な市立保育園に勤務することになります。

あらかわ保育園を指定管理者制度で運営することにより、現在荒川地区の3園に勤務している正規職員を他の保育園に勤務させることができ、その分市保育園の正職員の率が改善することになります。

委員

幼児教育が非常に大切なことは皆様もよくご存じと思いますが、このときの幼児教育如何でその後の心の状態に非常に影響を与えてきます。

しかし、その幼児教育を支える若い優秀な保育士が臨時採用しかないので市から離れていっています。非常にもったいないと多々思っています。

すべてが民営化ではないと言われたが、ゆくゆくは民営化になるような感じがする。

村上市の人材、少子化を含めた将来を漠然とではありますが心配しています。

総務課長

先ほど話した保育園の統廃合についてですが、連続性のある小学校の再編について今年度検討委員会の設置を考えていく方向でいますので、その検討委員会との結果等歩調を合わせた形で行きたいと考えております。

会長

他に組織再編について意見がありますでしょうか。ないようでしたら大項目の組織・職員改革はほかにもありますので進めたいと思います。

委員

事務局からの提示のあった意見の取りまとめ方法について、一つ一つの意見をこの委員会で統一する

のは非常に時間がかかるので、先の答申した平成23年度の取り組みに対する意見のような方法か、出ている意見を事務局がある程度まとめて、そのまとめた意見を基に答申案を作成していただいた方が良いのではないかと思います。

会長

平成23年度の取り組みに対する意見のような個別意見をすべて答申する方法も一つの方法ですが、みなさんどうでしょうか。

委員

相反するような意見もあり調整が難しいので、その方法も良いのではないのでしょうか。

委員

逆に相反する意見を答申されたら市としては困るのではないかと思います。

委員

統一するにも時間をかければ出せると思いますが、あと2回の委員会では厳しいと思います。

事務局

答申に際しては、委員会からの意見の柱になる部分は出していきたいと思います。

また、市として答申をいただいたのち計画を成案にするわけですが、意見の内容が計画書の内容を修正していただくものなのか、それとも計画の取り組み、実行にあたっての意見なのか等を踏まえて計画の修正を行っていきたいと考えます。

会長

やはり我々の意見を基に計画書を修正するわけですから、相反する意見があればどちらに修正すればいいのか、市としては分からなくなると思います。

委員

前期実施計画の答申はどのようにしたのでしょうか。

事務局

当時の取りまとめの方法は把握しておりませんでした。

委員

各委員の意見は具体的なものが多いので、それを会長及び会長代行で事務局を交えながら総括して、抽象的なものでない文言を検討して答申案としていただきたいと思います。

会長

10分間休憩に入りたいと思います。

(休憩 午後3時30分～午後3時40分)

会長

まとめ方について休憩中に事務局と協議いたしました。

その結果、事務局の方である程度意見を統一したものの案を提示し、それを会長と会長代行で協議して、次回の委員会に提示し、委員会でそのものを協議して答申の成案とすることに決めさせていただきました。よろしいでしょうか。

(一同了承)

委員

一点だけ意見の追加をお願いいたします。

全体意見として「行政改革大綱によりどうしても縮減型で進んでいっているが、一つでも前向きなものが必要と思う。行政改革をして縮減して得た余力を子育て支援、若者の定住化の政策等にあて、若者が住んでもらえるような市にしていきたい。」という意見を追加していただきたいと思います。

現在、市から出て近隣の聖籠町へ住宅を建設する方がよくいる。聖籠町のような人口増加・定住を促す施策に行政改革で得た余力等あてていただきたいと思います。

5 その他

(1) 今年度の委員会の活動予定について【資料No.2】

会長

事務局から説明をお願いします。

「(1) 今年度の委員会の活動予定について【資料No.2】」について事務局が説明。

会長

ありがとうございました。

この件に関して質問はありますか。

委員

行政評価制度の試行で対象事業の選定というものがありますが、どのような形で選定するのでしょうか。

会長

本日配布した予算書で「何々経費」と記入されています。その経費ごとに選定することになると思います。

選定したものに対して担当課からヒアリングを受け、評価することになると思います。

委員

昨年12月に行った意見交換のようなものなのでしょうか。

会長

12月に行ったものは行政改革の前期実施計画の取り組みに対するものですが、今回は市が行っている事業に対して評価することになります。

委員

意見制にするのか、それとも点数制にするのでしょうか。

会長

まだ試行の段階なので意見制のような形になると思います。

委員

評価シートのサンプルはないのでしょうか。

事務局

まだありません。

会長

選定するにもどのようなものを選定すればいいのかも協議が必要になります。

委員

選定は次回行うのでしょうか。

会長

7月以降に行う予定です。ただ、初めてのことで、選定に時間がかかるようでしたら事務局と私である程度選定して案を出すことも可能と思います。

委員

そうしていただいた方がいいと思います。

委員

今回の評価制度は、選定してヒアリングを受け、評価及び意見を出して、その意見はその課で参考にさせていただきます程度のものなののでしょうか。

事務局

その意見をもって必ず事業を変えなければいけないのか等の問題も試行で取り組んでいきたいと考えています。

国を例にすると、事業仕分けで廃止になった事業がまだ継続していた等がありますので、委員会で廃止になったものは必ず廃止しなければならないのかという議論も必要になってきます。

それらを踏まえて試行とさせていただければと思います。

委員

時間を割いていろいろな議論をして出た答えがどの程度市に対して反映されるのでしょうか。

例えば、今回の意見にもありますが、蒲萄スキー場に対してかなりの委員が廃止したほうがいいのではないかとあるが、これがどの程度反映されるのか、後が全然見えてこないです。

今回に限らず、この会の意見がどの程度反映されているのか分からないことが多々ありますので、委員会の必要性について疑問を感じてきています。

会長

行政評価が本格的な運用になれば委員が言われたとおり、事業に反映されないようだと何のために評価するのかということに当然なります。

行政改革に対しても同様に、これだけ委員の意見があるものに対してある程度反映が見られないと、何のために我々が協議しているのかと当然なりかねないと思います。

まず、今年度の行政評価は試行でありますので、今後の取り組みで議論していきたいと思います。

委員

先ほど委員が言われたとおり、この委員会で一生懸命やっというと思うと反映されない歯がゆさが出て、任期の2年で辞めてしまおうかなと思ってしまいます。

会長

答申に対してどれだけ市が真剣に考えてもらえるのが大事だと思います。

担当者、担当課だけでなく市全体として捉えてもらわないとだめだと思います。

委員

自分がこの委員会に参加するときに思ったことは、公務員制度を改革しようとか、待遇を良くしてもらおうとか思ったわけではなく、合併して何年も上下水道の料金すら統一できていない状況をこの委員会で「いい加減にしろ。すぐにでもしなさい。」というようなことを言い、この委員会の責任にして市長、議会が動いてくれればいいと根本的に思い、参加を承諾しました。

旧市町村単位を地盤としている議員は、利害関係があるので思い切ってできない部分があるが、この委員会は関係ないから思い切ったことが言えることがこの委員会の役目と思っています。

委員

難しいこともこの委員会の所為にするくらいの意気込みで事業、改革を行っていただきたいと思いません。

総務課長

ありがとうございます。市民の代表として意見をいただいておりますので、当然のことながら最大限尊重していかなければならないものと考えています。

ただ、全体的な問題がありまだその取り組みまで行けないというもので、足踏みする部分というものもありますのでご容赦いただければと思います。

会長

それでは、事業の選定については期間もありますので事前に事務局と打ち合わせをして、ある程度案を考えておきたいと思います。

委員

一つ参考に伺いたい。木造住宅耐震診断補助金は平成24年度の予算を使い切ったのでしょうか。

事務局

何件か実績はあったと思いますが、予算すべてが支出したようなことはなかったと思います。

委員

この補助金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築された住宅が対象と思いますが、予算が余る状況だったら現在の耐震基準になってからの住宅も対象にしてはどうかと思います。

新しい住宅でも欠陥住宅の問題があり、耐震基準を満たしていない住宅もあります。

もし大震災があり、新しい住宅で耐震基準を満たしていないものが倒壊した場合、家屋からの人命救助等で行政にも多大な損害が発生すると思いますので、対象を拡大して万が一の場合に備えることが必要と思います。

事務局

国県との連携した補助金ですので難しい部分があります。

委員

一つお願いとして、学校教育と社会教育は車の両輪と言われていますが、学校教育から見ると社会教育の予算は非常に少ない。

青少年教育だけでなく、社会の教育にも目を向け、力を注いでいただきたいと思います。

また、学校を卒業した者の就職難について市が主導して就職を斡旋する等、若者が定住するような政策をしていただきたいと思います。

6 次回の日程について

第2回日時：平成25年 5月 9日 PM2:00～

第3回日時：平成25年 5月20日の週

7 閉会

会長

皆さん本日は、ありがとうございました。

次回委員会では答申案を協議したいと思います。

よろしく申し上げます。

(午後4:25 閉会)

以上、第1回行政改革推進委員会会議要約の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成25年 5月 2日

会 長 高 橋 武 志 印